

労働・保険ニュース [No.235]



働き方改革！今日から施行されます。

—2019.4.1から—

中小企業に実施されるのは、年次有給休暇の確実な取得です。次のとおり、各人の基準日から1年間に5日の使用義務です。

違反の場合1人30万円の罰則規定があります



例) 各人の基準日がポイント!!

年次有給休暇取得一覧表

氏名	①基準日	②年休合計	2019年 取得月												2020年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
Aさん	1/1	30																	2020.12.31
Bさん	7/9	20																	2020.7.8
Cさん	4/1	25																	2020.3.31
Dさん	11/1	18																	2020.10.31



時間外労働の上限規制については、2020.4.1からです。それまでは、週15時間、1ヵ月45時間年360時間の限度基準は変わりません。1ヵ月当たり80時間を超える時間外労働は勿論、違法であり、脳心臓疾患発症の因果関係が高く医師の診断を要します。

労働保険年度更新

平成30年度の保険料の確定、平成31年度の概算保険料の申告手続きが始まります。平成30年度の社員全員の賃金、元請工事高等の準備が必要となります。当事務所あて早めのご提出をお願い致します。

当事務所は4月27日～5月6日まで国民の祝日、休日として休業いたします。何かとご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net